

教育委員会等における教育費調査の概要

1 調査目的

学校教育、社会教育及び教育行政のために地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態を明らかにし、教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象

(1) 県及び市町村（組合）の教育委員会

(2) 公立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校（全日制・定時制・通信制）、専修学校

教育委員会数	公立学校数、児童・生徒数			
計	85	幼稚園	12校	799人
県教育委員会	1	小学校	387	120,569
市教育委員会	19	中学校	190	61,728
町教育委員会	23	特別支援学校	19	2,467
村教育委員会	35	高等学校（全日制）	86	48,199
組合教育委員会	7	高等学校（定時制）	20	2,191
		高等学校（通信制）	2	2,706
県人口		専修学校	7	665
	2,144,047人			

【平成23年5月1日現在】

3 調査内容

この調査では、地方教育費を学校教育費、社会教育費及び教育行政費に大別し、それぞれの分野において、当該会計年度中に支出された経費を分担区分別（財源の種類別）に分け、それを公費・私費別に区別し、さらに使途別（支出項目別）に調査した。

なお、公費については、教育費の予算に計上されていない教育に関係ある支出（債務償還費・他省庁からの補助金等）も含めて調査対象としたもので、この調査における各教育分野別の公費合計額は、県・市町村における教育費の決算額とは必ずしも一致しない。

また、学校教育費について、平成20会計年度調査より私費は調査対象から除外された。

- 学校教育費----- 学校教育に要した全ての経費をいい、幼稚園費、小学校費、中学校費、特別支援学校費、全日制、定時制、通信制高等学校費、専修学校費及び各種学校費の9分野
- 社会教育費----- 社会教育の活動と施設のために要した経費をいい、公民館費、図書館費、博物館費、体育施設費、青少年教育施設費、女性教育施設費、文化会館費、その他の社会教育施設費、教育委員会が行った社会教育活動費及び文化財保護費の10分野
- 教育行政費 ----- 教育委員会の所管する事業に要した経費のうち、学校教育及び社会教育のために支出した経費以外のもの

4 調査事項

(1) 財 源

ア 公 費

公費とは、国及び地方公共団体が租税、使用料、基本財産収入、公費組入れ寄付金及び地方債等の財源から教育のために支出した経費で次の項目に分類される。

- 国庫補助金----- 国が地方公共団体に交付した補助金、負担金
- 県支出金 ----- 県が租税、地方交付税、使用料、基本財産収入等の財源から支出した経費
- 市町村 ----- 市町村が租税、地方交付税、使用料、基本財産収入等の財源から支出した支 出 金 経費
- 地 方 債 ----- 地方公共団体が、教育施設の新設、災害復旧等のため起債した経費のうち当該会計年度中に支出した経費
- 公 費 組 入 寄 付 金 ----- 地方公共団体の歳入として決算に計上された寄付金・贈与金のうち当該会計年度中に支出した経費

イ 私 費

私費とは、私的団体又は個人が教育のために支出した経費のうち公費に組み入れられなかった経費である。

社会教育費及び教育行政費の分野においては、「公費に組み入れられない寄付金」という項目で調査し、学校教育費の分野においては、平成20会計年度調査より私費は調査対象から除外された。

(2) 支出項目

支出項目は、消費的支出、資本的支出及び債務償還費に分類される。

- 消費的支出……… 年々経常的に支出される経費
- 資本的支出……… 新たに土地、建物及び設備・備品を取得するのに要した経費並びに前年度に存在していた設備・備品の老朽、破損、紛失等のために、その取り替えや補充に要した経費
- 債務償還費……… 地方債の元金の返済、利子の支払いに要した経費

5 調査期間

平成23会計年度

6 調査系統

